

姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、姫路市新美化センター整備運営事業に係る契約候補者（以下「契約候補者」という。）の選定に関する事項について審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを非公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説

明又は意見を聞くことができる。

(学識経験者の意見聴取)

第7条 契約候補者の選定を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の総合評価一般競争入札により行う場合は、会議は、同条第4項及び第5項の規定による学識経験を有する者の意見聴取の手続を兼ねるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産環境局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、市と契約候補者が姫路市新美化センター整備運営事業に係る契約を締結した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。